

水俣市立武道館指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、水俣市立武道館条例（平成17年条例第41号）第12条及び水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年条例第28号）第3条の規定に基づき、水俣市立武道館の指定管理者を募集する。

令和8年9月16日

水俣市長 高岡 利治

1 対象施設の概要

（1）名 称 水俣市立武道館

（2）位 置 水俣市八幡町三丁目9番地2

（3）施設の設置目的、役割等

武道の振興並びに市民の健康増進及び体力向上を図り、心身の健全な育成に寄与する。

（4）施設の沿革 昭和60年11月開設

（5）施設内容、規模等 添付資料（3）のとおり

（6）現在の管理運営体制 現在の管理受託団体 （公財）水俣市振興公社

（7）施設の利用状況 添付資料（4）のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集にあたっての基本的な考え方

施設の設置目的の達成及び管理費の削減を図るため、また、市民がより利用しやすい体制づくりを推進するため、市内の事業所及び団体を対象に公募を行う。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

（1）開設期間 1月5日から12月27日まで

（2）開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

※ 現在、日曜日並びに午前中の利用が少ないことから、大会開催や合宿利用等、特別の理由があるとき以外は、日曜日は休館とし、開館している日も正午からの開館としています。

（3）法令遵守等管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

ア 水俣市立武道館条例、同施行規則

イ 地方自治法、同施行令、同施行規則、他行政関係法令

ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

エ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
オ その他

- ① 指定管理者は 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
- ② 指定管理者は、施設の使用許可承認等、行政処分に対応する権限を行使するときは、水俣市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ③ 指定管理業務を行うにあたり、作成し取得した文章等は適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ④ 利用者の安全確保など、危機事象に適切に対応するため、万全の危機管理体制を確立すること。
- ⑤ 指定管理者は、業務の実施にあたり、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- ⑥ 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ⑦ 防災・防犯のための対策を講じ、利用者の安全確保を図ること。

(4) 公平性の確保

施設は「公の施設」であり、管理運営にあたっては住民の公平な利用について確保するものとし、一部の利用者に偏ることができません。

また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

(5) その他

指定管理者の出納及びその他の事務の執行状況等については、水俣市監査事務局が行う監査の対象となります。

4 指定管理者の業務等

- (1) 施設の管理業務
- (2) 使用申請、受付及び許可
- (3) 使用料の収納（別途締結する「収納事務委託契約書」によるものとする。
- (4) 武道館の設置目的（水俣市立武道館条例第1条）を達成するための業務
- (5) その他武道館を適正に管理するために必要な業務

5 指定の期間

令和9年4月1日から、令和12年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

施設の管理に関する経費は、市が支払う委託料によって賄うこととします。

このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、指定管理者の候補者に各年度の委託額の提案を求めます。

なお、市からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格；31,675千円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・令和9年度；9,853千円
- ・令和10年度；10,246千円
- ・令和11年度；11,576千円

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第1次審査で失格となりますので、御注意ください。

7 参加資格

次の要件を満たす法人、その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 水俣市内に事業所を有すること。
- (3) 水俣市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく、再生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及び、それらの利益となる活動を行うものでないこと。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を水俣市に提出していただきます。

なお 水俣市が必要と認める場合は 追加資料の提出を求めることがあります。

※ 指定管理者指定申請 添付書類確認表

- (1) 指定管理者指定申請書（水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年規則第16号）（別記様式）
- (2) 水俣市武道館指定管理者事業計画書（事業計画書）及び収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人に当たっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 水俣市の市税について滞納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年10月6日（火）～令和8年10月19日（月）
- (2) 受付方法 質問内容を具体的に記入のうえ、FAX または電子メールで提出してください。

10 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 令和8年10月29日（木）午後1時30分から1時間程度
- ② 開催場所 水俣市立武道館

11 申請書の提出先及び提出期間

- (1) 提出先 水俣市 スポーツ推進課 スポーツマネジメント室（担当：山下）
〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号（水俣市役所2階）
TEL 0966-83-9700 FAX 0966-62-3311
E-メール sports@city.minamata.lg.jp
- (2) 提出期限 令和8年11月6日（金）午後5時まで
 - ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
 - ※ 電子メール、FAX での提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 市において、次の項目について審査を行い、選定の是非について決定します。
「評価指針」

- ① 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであるか。
 - ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針
 - イ 住民の平等な利用を確保するための具体的手法及び期待される効果

「選定項目」

- ① 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。
 - ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 （10）
 - イ サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果 （10）

- ウ 施設及び設備等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性（１０）
- ② 事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか。
 - ア 施設の管理運営に係る経費の内容（３０）
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財務的基礎を有しているか。
 - ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性（７．５）
 - イ 安定的な運営が可能となる人的能力（７．５）
 - ウ 安定的な運営が可能となる経理的基盤（７．５）
 - エ 類似施設の運営実績（７．５）
- ④ その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（１０）
 - ア スポーツ振興に対する基本的な考え方及び具体的な取組
 - イ 環境への取組

１３ 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

１４ 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- （１）申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- （２）申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- （３）申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- （４）申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- （５）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適當と認められるとき。

１５ 選定委員会

第１回選定委員会

令和８年１１月１２日（木）に実施します。（予定）

プレゼンテーション及び第２回選定委員会

令和８年１１月２５日（水）に実施します。（予定）

１６ 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称は公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

１７ 指定管理者の決定及び管理業務にかかる委託料

- (1) 指定管理者は、令和9年3月水俣市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者の間で協定を締結しますが、本協定の管理業務にかかる委託料は、令和9年度予算額の範囲内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

18 施設利用者等への満足度調査の実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者等への意見・苦情等を徴収し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

19 モニタリング

(1) 事業実施状況の確認

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、監視・評価を実施します。

(2) 市によるモニタリング

市は指定期間中に指定管理事務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するための、監視、評価を実施します。

- ① 定期報告 月例事業報告書及び年次事業報告書を作成し、提出していただきます。
- ② 状況確認 市は指定管理者業務の実施状況について、確認及び評価を行います。

20 その他

- (1) 提出書類は返却できません。

21 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が7の参加資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が7の参加資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

2 2 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 水俣市立武道館指定管理者管理業務仕様書
- (3) 施設概要（施設パンフレット写し）
- (4) 施設概要（年度別利用実績）

この件に関する問合せ先

水俣市 スポーツ推進課

スポーツマネジメント室 担当：山下

〒867-8555

水俣市陣内1丁目1番1号

TEL:0966-83-9700 FAX:0966-62-3311

E-mail: sports@city.minamata.lg.jp